

西条市農業委員会 令和7年度 第8回総会 議事録

1. 日 時 令和7年11月5日(水) 午後2時00分から午後2時41分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 18名 欠席者 6名 出席率 75.0%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

| | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 会 長 | 8番 | 加藤 茂 | | | | |
| 会長代理 | 23番 | 真鍋 美鈴 | | | | |
| 委 員 | 1番 | 越智 一志 | 9番 | 長谷川孝師 | 18番 | 山内ふさえ |
| | 2番 | 明比 典正 | 10番 | 篠森 均 | 20番 | 宇佐美好正 |
| | 3番 | 徳増 靖記 | 11番 | 真鍋 覚 | | |
| | 4番 | 一色 達夫 | 13番 | 鈴木 伸二 | | |
| | 5番 | 白木あゆみ | 14番 | 武田 弘文 | | |
| | 6番 | 藤田 孝明 | 16番 | 曾我部英樹 | | |
| | 7番 | 近藤 明弘 | 17番 | 武田 安博 | | |

○欠席者氏名

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 12番 | 武方 謙一 | 15番 | 武田 喜義 | 19番 | 徳永 耕治 | 21番 | 余吾 秀利 |
| 22番 | 岡田 貴洋 | 24 | 宇野 嘉秀 | | | | |

○推進委員出席者氏名

| | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 委 員 | 1番 | 寺田 昌直 | 11番 | 近藤 仁志 | 23番 | 黒河 祐二 |
| | 2番 | 一色 信之 | 12番 | 眞田 克彦 | 24番 | 渡部 靖 |
| | 3番 | 加藤 武司 | 13番 | 平木 克彦 | 25番 | 佐伯 保親 |
| | 4番 | 高橋 滝雄 | 14番 | 中川 英隆 | 26番 | 佐伯 静雄 |
| | 5番 | 伊藤 龍二 | 15番 | 武田 義臣 | 27番 | 玉井 隆志 |
| | 6番 | 伊藤 正夫 | 16番 | 山田 好一 | 28番 | 桑原 俊樹 |
| | 7番 | 日野 哲也 | 17番 | 垂水 久明 | 29番 | 小倉 謙治 |
| | 8番 | 宮武 恭宏 | 19番 | 菅 辰郎 | 30番 | 日野 貴文 |
| | 9番 | 岡本 省三 | 20番 | 高木 秀昭 | | |
| | 10番 | 安藤 英利 | 21番 | 高橋 寿夫 | | |

○欠席者氏名

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 18番 | 楠窪 和彦 | 22番 | 佐山 林壺 |
|-----|-------|-----|-------|

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 国有農地等の農業利用目的の売払いに関する一般競争入札への参加資格の確認について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長 渡邊賢一郎 西部分室長 近藤公一

事務局担当次長 橋田勇作 事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第8回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしく願いをいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 会則に従いましてこれより議長を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今から令和7年度 第8回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まず、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。武田弘文委員、曾我部英樹委員の両委員をお願いをいたします。

本日の欠席届が出ておりますのでご報告をいたします。まず、農業委員からは12番 武方謙一委員、15番 武田喜義委員、19番 徳永耕治委員、21番 余吾秀利委員、22番 岡田貴洋委員、24番 宇野嘉秀委員から欠席届が出ております。また、農地利用適化推進委員からは、18番 楠窪和彦委員、22番 佐山林壱委員の両委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、18名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 失礼いたします。事務局の渡邊でございます。よろしくおんいをいたします。それでは失礼して、着座にてご説明させていただきます。

まず、ご審議いただく前に議案内容の訂正がございますのでよろしくおんいをいたします。お手元のA4の用紙の一番上にある14ページ、議案第4号の農業振興地域整備計画変更関係につきまして、別添のとおり第11号の申請人の住所と氏名に誤りがあり、訂正をさせていただきます。ご了承願えればと存じます。申し訳ございません。

それでは、議案のご説明をさせていただきます。

議案書4ページをお願いいたします。

114号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

115号は、〇〇の 〇〇 氏が、現在利用権設定にて設定中の賃借権の更新のため、〇〇の 〇〇 氏と3条により改めて賃借権設定しようとする申請でございます。

116号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

117号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

5ページをお願いいたします。

118号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

119号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

120号は〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

121号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

6ページをお願いいたします。

122号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、賃借権の設定を受けようとする申請でございます。

123号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

124号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

7ページをお願いいたします。

125号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

126号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上13件、ご審議よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、114号、116号、117号、120号、121号及び123号については新規就農であり、114号、120号及び123号については面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。

まず、114号について、加藤武司委員さんからご報告をお願いいたします。

加藤武司委員 それではご報告をさせていただきます。今回の新規就農希望者につきまして、10月23日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、一色達夫委員と白木委員、そして、私、加藤です。申請人は、松山市の 〇〇 氏、〇〇歳であります。

申請人は、〇〇の出身で、実家は〇〇にあり、現在は〇〇在住ですが、今回、申請地と隣にある住宅を購入することとなり、その農地部分〇〇平米の申請であります。〇〇の実家は古くなっていることから、今回購入する住宅に住む予定とのことです。米の耕作を主に行う予定であり、〇〇に住む農家である友人にサポートをお願いし、機械

については、最初はリースする予定です。将来的には購入していきたいとのことであります。

こちらからは、水稻についての説明とアドバイス、また、改良区についての説明を行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

つづいて、120号につきましては、眞田克彦委員さんからご報告をお願いをいたします。

眞田克彦委員 120号ですけれど、10月24日に西部支所において面接を行いました。面接を行ったのは、眞鍋委員と、私、眞田です。当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇〇歳であります。

申請人は、譲渡人の姉であります。昨年、会社員である譲渡人に相続登記を行いました。会社員と農地所有の両立が厳しいとの申出があり、姉である〇〇氏が譲り受け、農地の管理を行おうとするため、今回の申請となっております。主に、季節野菜を耕作する予定であり、規模拡大の予定はないとのことであります。

こちらからは、改良区やポンプ組合についての説明と、草刈り等の管理についての説明を行い、面接を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

つづいて、123号につきましては、鈴木伸二委員さんをお願いをいたしたいと思っております。

鈴木伸二委員 123号についてご報告いたします。今回の新規就農希望者につきまして、10月20日に西部支所におきまして面接を行いました。面接を行ったのは、武田委員と山田委員、そして、私、鈴木です。当案件の申請人は〇〇の 〇〇 氏、〇〇歳であります。

申請人は、〇〇にて会社を経営しておりますが、会社については後継者ができ、ある程度時間が空いた所に、地元からの勧めがあったことにより就農しようと思ひ、今回の申請となっております。主に米の耕作を予定しており、地元農家からのサポートも受けることとなっております。また、申請地は国営ほ場整備事業の受益地であり、事業の状況によっては規模拡大も考えたいとの事です。

こちらからは、西条市の農業や改良区についての説明を行い、面接

を終了しました。最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

一色委員さんをはじめ面接に携わっていただきました大勢の委員の皆さん、大変お忙しい中、お世話になりました。

つづきまして、事務局より説明がありました案件の中で、116号、117号及び121号は、新規就農であります。いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局担当から報告をいたします。

事務局

失礼します。

116号の譲受人である〇〇氏ですが、申請地の隣に自己所有地があり、申請地を購入する機会ができたことから今回の申請となっております。現在自宅の庭の一部で家庭菜園をやっていますが、手狭であることから申請地を購入し、サツマイモ、トマト、キュウリなどを耕作したいとのことであります。

117号の譲受人であります〇〇氏であります。以前より家庭菜園に興味を持っており、自宅の隣にある申請地を購入する機会ができたため、今回の申請となっております。現在柿などの果樹があることからそのまま耕作し、野菜なども耕作したいとのことであります。

121号の譲受人である〇〇氏であります。譲渡人とは親戚関係にあり、今井氏が自宅の隣にある申請地を管理しているとのことであります。今回申請地を譲り受ける機会ができたため、今回の申請となっております。主にミニトマト、大根などを耕作するとのことであります。

なお、これらの件につきましては、規模拡大はないとのことであり、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました13件について、144号より順次、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員

114号 問題ありません。

115号 問題ありません。

116号 問題ありません。

117号 問題ありません。
118号 問題ありません。
119号 問題ありません。
120号 問題ありません。
121号 問題ありません。
122号 問題ありません。
123号 問題ありません。
124号 問題ありません。
125号 問題ありません。
126号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。
地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上13件を原案どおり許可することといたします。

国有農地競売に関する入札資格

議長 つづきまして議案書8ページ、議案第2号、国有農地等の農業利用目的の売り払いに関する一般競争入札への参加資格の確認について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 9ページをお願いいたします。

1号は、〇〇の農事組合法人 〇〇による〇〇の国有農地等の売払いに関する一般競争入札への参加資格の確認についてでございます。現在、同法人は、〇〇を中心に、〇〇ヘクタールを超える経営面積を有しておりまして、市内においても申請地周辺で〇〇ヘクタールを超える農地を耕作、又は耕作出来る様に耕起しているところでございます。同法人は、様々な野菜類を栽培しておりますが、申請地周辺では主にキャベツやネギを栽培しております。先の競売で国有農地を取得した有限会社 〇〇より一部農地を譲り受け、元国有農地の大部分を耕作しており、西側に隣接する有限会社 〇〇の所有地であった農地3ブロックも取得し、作物の栽培及び栽培準備を始めているところで

ございます。

市外における農地の耕作の状況もおおむね良好で、耕作放棄や無断転用などの違反事由も確認できないことから、農地法第3条に基づく3条申請要件は問題なく、入札資格を有する者と考えております。

以上1件、ご審議よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、「入札資格あり」と農林水産省へ回答いたします。

農地法第5条関係

議長 つづいて、農地法第5条関係、議案書につきましては10ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 11ページをお願いいたします。

73号は、〇〇の〇〇氏ほか〇名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

74号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏及び〇〇の〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、16区画の宅地分譲地を造成しようとする申請でございます。

75号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、2区画の宅地分譲地を造成しようとする申請でございます。

76号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転

を受け、自家用の露天駐車を建設しようとする申請でございます。

12ページをお願いいたします。

77号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、宅地拡張しようとする申請でございます。

78号は、〇〇の〇〇氏ほか〇名が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

79号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

80号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、4区画の宅地分譲地を造成しようとする申請でございます。

以上8件、ご審議よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました8件でございますが、まず、73号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

地区委員 73号、74号、75号 問題ありません。

76号、77号 問題ありません。

78号 問題ありません。

79号 問題ありません。

80号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上8件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 つづきまして、議案書につきましては13ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたしま

す。

事務局 それでは先ほど冒頭でお願いしました訂正した方の議案書14ページをご覧くださいと思います。

10号の、〇〇の農業法人、〇〇 有限会社は、自社のある集落内の農業用倉庫において農産物や営農機械の保管を行っております。毎日のように10トントラックにて当該倉庫まで集荷に訪れていますが、トラックを3.3メートルほどしかない前面道路に一時駐車せざるを得ない状況になっており、周辺住民に迷惑をかけているとのございます。今後、営農規模拡大も踏まえ、トラクターの増車や、肥料置場、農業資材置場などを確保し、営農の効率化を図るために、耕作地の中心部である申請地を露天資材及び農業用機械置場として使用するため、農用地区域における農振区分を、農地から農業用施設用地へ変更しようとする申請でございます。

次に、11号でございますが、本件の申請人である〇〇の 〇〇氏も大規模な農業経営を行っており、既存の農業用倉庫では種苗器や育苗器を置くスペースが不足しているとのことであり、また、今後も経営規模拡大の計画していることから、種、薬剤、肥料等の保管スペース及び作業場を必要とするものでありますが、自宅や既存の置場ではスペースが不足することから、新規に農業用倉庫を建築するため、農振区分を農地から農業用施設へ変更しようとするものでございます。

以上2件、ご審議よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました2件についてご審議をいただきたいと思いますが、まず、10号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 10号 問題ありません。

11号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、この件に関しまして、ほかに、ご意見、ご異議等ございませぬか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 次に、議案書につきましては17ページ、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。

議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 18ページをお願いいたします。

相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を税務署へ提出する必要があるため、証明願が出されたものでございます。

13号において対象農地は12筆で、いずれも水稻又は野菜を栽培し、適切に管理されており、農業経営が行われていることを確認いたしております。

14号においての対象農地は2筆で、2筆とも15号の申請者と2分の1ずつの共有で所有しておりますが、いずれも水田として適正に管理されております。

15号においての対象農地は21筆で、うち、2筆については、14号にてご説明いたしました共有農地であり、適切に管理されております。残りの19筆につきましても、水稻及び野菜を栽培し、適切に管理されていることを確認しております。なお、喜多川268番1及び2については、既に他の方の宅地及び県道の敷地となっており、明細書に登載されるべき事案ではありませんので、その旨税務署へ申し添えさせていただきます。

以上3件、ご審議よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました3件であります。まず、13号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

地区委員 13号 問題ありません。

14号 問題ありません。

15号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上3件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては19ページ、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 ご説明の前にお配りさせていただいております1枚ものの資料のうち、「令和7年度第2回総会 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）の訂正について（報告）」についてご連絡させていただきます。

本年5月7日、西条市長より依頼を受け、第2回総会にてご審議を賜りました、当該案件の整理番号第18号の賃借料について、上段2列が誤り、下段2列が今回の訂正でございます。全筆で〇〇円に正すものでございます。賃借料の変更に関しては、えひめ農林漁業振興機構が発行します「農地中間管理事業 規程・要領・様式集」の第13の（4）の①にて「支払に係る軽微な変更や促進計画に記載されていない必要事項等については出し手及び受け手が協議し決定する。」と記載されておりますため、賃借料の誤りによる軽微な変更としてご報告のみとさせていただけたらと思います。ご了承いただきますようお願いをいたします。

それでは議案書の20ページをお願いいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。詳細につきましては、議案書21ページから39ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、83件、面積は25万3,653.40平米、所有権移転の件数は、5件、面積は、1万6,594平米となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明のありました案件の中で、議案書25ページの整理番号 第22号の借受人は新規就農者であり、面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。

鈴木伸二委員さんよりご報告よろしくお願いをいたします。

鈴木伸二委員 それでは報告させていただきます。10月20日に西部支所において、新規就農希望者の面接を行いました。面接は、武田委員、山田委員、そして私、鈴木が行いました。当案件の申請人は〇〇の 〇〇氏、〇〇歳です。

今回、〇〇の農地〇〇平米を中間管理機構を通じて借り受け、就農する予定です。主に栽培する作物は鑑賞用植物です。従来から農業に興味があり、家庭菜園のほかブルーベリー、バラなどの栽培経験があります。今回、農協指導員の勧めもあり、既存の作付け済みのメラレウカ栽培を引き継ぐ形で、就農を志すに至ったとのこと。今後は栽培の状況を見ながら規模を拡大していく予定です。

面接では、農業委員として西条市での営農や管理について指導を行い面接を終了しました。伊藤氏の就農については特に問題ないと判断します。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。鈴木伸二委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

先ほど事務局より一括して説明がございましたが、この件に関しまして委員の皆さんの方から何かご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議長 次に、最後になりますが、議案書40ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それではご報告をさせていただきます。
令和7年9月16日から、令和7年10月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知21件を受理したとともに、3条許可取消しを1件受理いたしております。また、非農地判断を1件通知させていただきました。
ご対応くださった各委員さん方、誠にありがとうございました。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでございますので、報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお聞きしますが、ございませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

| | | |
|-------|---|------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 原案承認 |
| 議案第2号 | 国有農地等の農業利用目的の売払いに関する一般競争入札への参加資格の確認について | 原案承認 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第4号 | 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 議案第5号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 原案承認 |
| 議案第6号 | 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について | 原案承認 |
| 報告事項 | 報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等) | 原案承認 |

9. 閉会の日時

令和7年11月5日 午後2時41分